

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

2019年8月1日発行 Vol.10、第2号

■「令和」時代を迎えての所感



(静岡県・伊豆のペンション：平成31年3月撮影)

暑中お見舞い申し上げます

5月1日午前0時に改元され、「令和」時代が始まりました。各地でカウントダウンイベントが行われるなど、新時代の幕開けに、言葉に表せないような期待感を抱いた人も少なくないのではないのでしょうか。あれから3か月経過すると日常を取り戻し、その期待感も薄らいってしまったのは気のせいでしょうか。首相談話によると、「令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められている」とあります。

今の世相を見ると信じられないような自己中心的な事件が多発したり、また互いの権利を激しく主張し合ったりするような個人主義的な風潮があり、殺伐としていて何となく生き心地の悪さを感じます。そのような中、人々は美しく心を寄せ合うことができるのかと批判的に考える人もいるかもしれません。「文化が生まれ育つ」とありますが、「文化」とは、人間が社会の成員として獲得する振る舞い

の複合された総体のこと(wikipedia)だそうです。現実社会とは大きく食い違っているけれども、私たち日本人が美しく心を寄せ合うことができるような社会が実現できれば、そこから形成される文化もきっと素晴らしいものとなる、そんな願いが込められていると私なりに解釈しました。ここ最近の日本は超高齢化社会を迎え、高齢者の孤独死問題や、経済格差による貧困問題など、社会の歪みが大きくなってきていると感じています。

賛否両論はあると思いますが、元号は、日本人の心情に溶け込み、日本国民の精神的な一体感を支えるものだそうです。「令和」が、日本人の共存共栄の精神を今一度見直すきっかけになれば良いのではないかと思います。また、それが日本国内だけにとどまらず、世界にも広がっていければよいと思いました。来年2020年は、東京オリンピック・パラリンピックです。日本の「おもてなし」が世界に広がり、更に共存共栄の精神が世界に広がるきっかけになることを期待しています。

LFCでは、“出会った人の「その人らしい幸せな人生」の実現をサポートし、世の中に「幸せの輪」を広げる”をミッションとして掲げ、令和時代も、お客様に対し、真摯に向き合っていくと気持ちを新たにしました。「令和」が皆さまにとって豊かで安心した暮らしができる良い時代になるよう、しっかりサポートいたします。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

■健康志向の人ほど、医療保険に加入する？



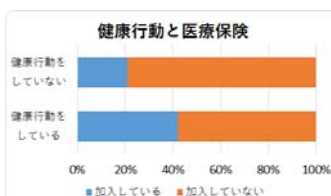
保険に関する相談で、「医療保険は必要か否か？」という質問をよく頂きます。死亡保障であれば、万が一を想定して、将来の支出(生活費や教育費)と収入(遺族年金や配偶者の就業収入)を算出し、それに預貯金などを加味し、必要保障額を求めることができます。

ところが、医療保障の場合は、必要保障額を算出する術がありません。そこで、公的医療保険の高額療養費制度(1か月の自己負担限度を定める)や会社の療養費補助制度(自己負担分の一部を補助する)などを踏まえて、医療保険加入の判断をする必要があります。医療保険は、病気やケガをした時の経済的な損失に備えるために入る

ものなので、死亡保障と同様に、家計の預貯金を考慮しなければなりません。その預貯金額も、ライフ&マネープランを作らなければ、将来の金額の推移を予測することができません。ライフ&マネープランで、将来も十分な資産形成が可能というのであれば、医療保障の必要性は低くなるといえるでしょう。

ところで、「保険」ではなく、「保健」という言葉があります。LFCのFP相談にいらした方に、運動習慣など健康を維持したり、人間ドックの利用など病気を早期発見・早期治療するために「保健」にコストをかけることが大切だとお伝えしています。「保健」をしっかりすれば、「保険」は、減らせそうな気がします。実際

には、保健に気を付ける人ほど、医療保険に加入するという調査結果もあります(※注)。不安が大きい人ほど、保険に加入する傾向があるのでしょうか。他に、医療保険に加入する傾向のある特徴として、高収入、女性、曖昧さの回避、時間割引率が低い(将来の価値と現在の価値を同等と考える傾向)だそうです。医療保険の検討の際、自分がこれらの傾向に該当しないかチェックした上で、判断すると良いでしょう。



◆お届けする内容◆

・「令和」時代を迎えての所感

・健康志向の人ほど、医療保険に加入する？

・今注目の新しい投資手法、ESG投資・SDGs投資とは

・老後資金2000万円報告書問題、報告書の意図する真の内容は

・相続対策としての新たな選択肢。不動産小口化商品の仕組みと留意点。

・キャッシュレス決済でポイント還元。消費者還元制度の利用法は？

・2019年上半期のLFCの活動報告

・LFCのお勧め相談メニュー



(※注)ニッセイ基礎研究所・基礎研レター「保険加入における逆選択の逆」(著:岩崎敬子氏,2019.7.30)のデータを参照した(※)。

環境・社会にやさしい企業に投資をした方が良いの？



■今注目の新しい投資手法、ESG投資・SDGs投資とは

■注目されるインパクト投資とESG投資

新しい投資の手法として、「インパクト投資」が注目されています。従来型の投資手法は、経済的リターンが重視されていました。インパクト投資では、「財務的リターンと並行して社会のおよび(もしくは)環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資」と定義されています。投資判断の評価にあたり、「財務的評価」だけではなく、「社会的インパクト評価」を加えて判断することで、投資における社会性と経済性を両立させようとするものです。インパクト投資と同様に、最近よく目にするのがESG投資です。ESG投資は、環境(E)・社会(S)・企業統治(G)に配慮している企業を重視・選別して行なう投資です。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。つまり、長期的な投資運用先として有力な候補となるわけです。金融サービス会社のフィデリティ・インターナショナルの調査によると、ESG評価の高い企業と一般企業を比較した場合、業界ごとにバラつきがあるものの、ESG評価の高い企業の方が、一般的企業よりも株式リターンが高く、全体的な価格の変動性も低い

ことが明らかになりました(図)。

ESG投資は、欧米を中心に拡大してきましたが、日本では、公的年金資産を運用するGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)がESG指数を採用したことを契機に、広く認知されるようになりました。GPIFが2019年7月5日発表した2018年度末のESG投資の資産残高は3兆5千億円(全体資産は159.2兆円)に達し、1年前の2.3倍に増えました。

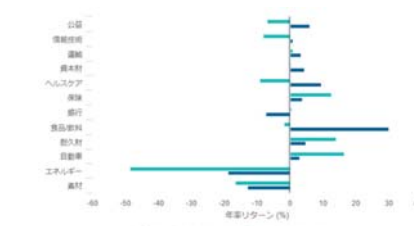
■ESG投資からSDGs投資へ

ESG投資の普及を図る国際団体GSIAでは、ESG投資を7つのタイプに分類して、インパクト投資はその一類型としています。また、2015年国連で環境や社会問題に取り組むための目標(SDGs:持続可能な開発目標)が採択されたことを受け、SDGsに取り組む企業が増えてきました。SDGs(Sustainable Development Goals)とは、貧困や環境問題など、世界が直面する様々な課題を解決するために、国連で採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲット(具体的成果)から構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。投資家

側もSDGsに取り組む企業を積極的に評価する動きが出て、SDGs投資が活発になっています。

■個人でESG・SDGs・インパクト投資をするには？

私たち個人投資家が、これらの投資手法を採用するためには、ESG、インパクト、SDGsをテーマとした投資信託を購入することが基本になります。通常の投資信託と同様に、手数料(販売時、運用時、解約時)に留意する点と、投資対象が世界株式であるなら、世界株式のINDEX(例:MSCI All Country World Index)との比較が必要です。本来、高パフォーマンスが期待されるのに、INDEXよりも劣っている投資信託も少なくありません。資産運用と社会性は切り離して考え、社会貢献は、別の手段を考えた方が良く個人的に思います。



●出所: Kumar et al(2016), Journal of Sustainable Finance & Investment; Fidelity International.(2018.3)

老後資金2000万円報告書問題、報告書の意図する真の内容は？

■金融庁公表「高齢社会における資産形成・管理」を読み解く

2019年6月3日に金融庁が「高齢社会における資産形成・管理」を公表しました。その公表を受けて「老後は2000万円の貯金が必要」、「年金では老後資金は不足するので自助努力を求めろ」などの批判的であったり、過激な意見がネットニュースなどで飛び交ったのは記憶に新しいところです。今回は、この「高齢社会における資産形成・管理」を読み解いてみたいと思います。

■金融審議会「市場ワーキンググループ」とは

金融審議会「市場ワーキング・グループ」では、2018年9月から、計12回にわたり、「高齢社会における金融サービスのあり方」など「国民の安定的な資産形成」を中心に検討・審議を行って来ました。その審議内容を踏まえて今回の報告書が公表されたものです。この報告書の冒頭には、高齢社会の金融サービスのあり方を議論する中で、個人においては「人生100年時代」に備えた資産形成や管理に取り組んでいくこと、金融サービス提供者においては、経済社会システムの変化に適切に対応していくとともに、それに沿った金融商品・金融サービスを提供することが要請されていることが指摘されています。つまり、今回の報告書は、人口減少・高齢社会の進展、そして、低金利環境の長期化の中で、家計の安定的な資産形成を推進するために、国民一人ひとりに資産形成について関心を持ってもらうことを目的に、公

表されたものなのです。前提条件を踏まえると、批判的にならず、報告書を読むことができます。

■老後の必要貯金額は2000万円!!

報告書では、年金生活者の赤字を月5万円として、95歳まで夫婦で生きると仮定して、必要な貯蓄額を試算しています。

$$5万円 \times 12ヶ月 \times 30年 = 1800万円$$

報告書の家計収支における収入には、勤労収入、事業収入、その他収入部分も含まれているので、社会保障給付(公的年金など)と支出の差額を求めると、実際にはもう少し多くて、6万円強として見ておく必要があります。

$$6万円 \times 12ヶ月 \times 30年 = 2160万円$$

これに予備資金を踏まえると、2500万円~3000万円程度を準備する必要があるでしょう。

ところで、65歳の高齢無職世帯の平均貯蓄額は、約2500万円です。すでに年金を受け取っている世帯の平均像を見ると、老後の必要資金<貯金額となっているので、「老後破綻する可能性は低い」と言えます。この老後の準備資金(貯蓄)の大部分が退職金によって賄われていることです。

■自助努力の増大の要因は退職金減少

退職金の給付額は、年々減少して、1997年の3203万円から2017年の1997万円へ約4割も減少しています。老後に必要な準備資金は、2500万円~3000万円程度と試算しましたが、退職金だけ

では不足する状況になっています。老後資金準備として、自助努力がよりいっそう求められるようになった背景には、公的年金以外にも、企業の退職給付の減少という要因も大きいのです。

「年金収入だけで約5万円の赤字」というのは事実ですが、これは今に始まったことではありません。2000年の家計調査年報を見ても、年金生活者の家計収支は、約3.6万円のマイナスです。「年金だけで安心」というのは幻想に過ぎず、従前から、自助努力が求められていたのです。

■報告書から現役世代への提言内容

報告書の付属資料として、高齢社会における資産の形成・管理での心構えが記載されています。現役世代への提言内容は、以下の4点です。

- ①早い時期から資産形成の有効性を認識する
- ②少額からであっても安定的に資産形成を行う
- ③自らにふさわしいライフプラン・マネープランを検討する
- ④長期的に取引できる金融サービス提供者を選ぶ

私たちLFCでは、今回の報告書が公表される以前より、未来設計図(ライフ&マネープラン)に合わせて、貯蓄や投資を検討する「金融資産マネジメント」という概念のもと、コンサルティングを行っています。資産形成・管理の相談に際しても、基本的にライフプラン、マネープランをお作りしています。



財産圧縮効果は、約8割？ 注目される不動産小口化商品とは？



■ 相続対策としての新たな選択肢。不動産小口化商品の仕組みと留意点。

相続税対策として、生前贈与による相続財産の移転や生命保険の非課税枠(法定相続人の数×500万円)の活用は、資産が数億円あるような資産家ではなくても比較的に取り入れやすい方法です。けれども、生前贈与や生命保険への加入は、財産を相続人(妻や子ども)に渡してしまうことから、自分の将来に万が一があった場合に、手元の資金がなくなってしまうので、不安だという声を聞くこともあります。

また、相続税対策として、相続財産評価を圧縮して節税するという方法として不動産投資も考えられます。1,500万円前後の区分所有マンション投資だと手元の資金で購入できるかもしれないけれど、空室リスクや将来の価格変動リスク(現在、価格が高騰している)が心配で、なかなか踏み切れないという人も多いと思います。土地がある場合は、一棟物のアパート・マンションを建てるという方法もあるかもしれませんが、ある程度まとまったお金が必要となり、通常、ローンを組むので、リスクはさらに高くなり、不動産経営に関するノウハウが必要となります。

そこで、最近、注目されているのが、不動産小口化商品です。

■ 不動産小口化商品とは？

ある特定の不動産(都心の商業ビルやオフィスビルなど)を取得し、その権利を小口化したものを投資家が口数単位で購入し、その不動産から得られる賃貸収入や売却時のキャピタルゲ

イン(ロス)が口数に応じて分配される不動産投資の手法です。例えば、30億円の都心の物件を300口に分け、1口1,000万円で投資家に販売するイメージです。不動産に投資をする投資信託として、J-REITを思い浮かべた人もいるかもしれませんが、J-REITの場合、あくまでも有価証券扱いで、相続財産評価は時価評価なので、財産圧縮効果はありません。

■ 不動産小口化商品の仕組み

不動産小口化商品は、多種多様ですが、一般的には、不動産特定共同事業法に基づく商品で、匿名組合理型、任意組合理型、賃貸型があります。匿名組合理型は、不動産を運用する事業者に出資をする形式なので、J-REITに近く、相続財産評価は時価評価となり、財産圧縮効果はありません。そこで、相続税対策として、任意組合理型が活用されます。任意組合理型では、対象となる不動産の所有権の一部(共有持分)を保有することになるため、現物の不動産に投資をしているのと同じように相続財産評価が行われます。

一般的に、土地は、路線価で評価されるため、時価より6割程度低く評価され、建物は、固定資産税評価となるため、建築費に対して半額以下になります。さらに賃貸をしている場合は、土地は貸家建付地評価、建物は貸家評価となり、さらに減額されます。一般的な任意組合理型の不動産小口化商品の場合、1口1,000万円を相続財産評価にすると、80%程度(小規模宅地評価を

加味すると85%程度)の減額が見込まれます。

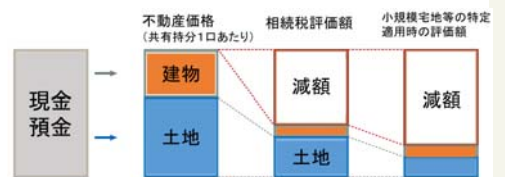
家賃収入は、年2回、配当金として支払われ、不動産所得として確定申告が必要になります。また、売却時は、譲渡所得として課税(キャピタルゲインがある場合)されます。

■ 不動産小口化商品のメリット

- ① 相続税対策としての資産圧縮効果(贈与財産の評価は、相続財産評価と同様であるため、生前贈与に活用するとさらに効果的)
- ② 都心の一等地の物件に少額投資が可能
- ③ 不動産管理の手間が不要

■ 不動産小口化商品活用の留意点

不動産特定共同事業を営むには、国土交通大臣の許可が必要です。現在、大手企業が中心ですが、運営母体の財務状況の確認は必須です。また、投資対象となる物件は、事業者の説明を鵜呑みにするのではなく、やはり自分の目で確かめる必要はあるでしょう。募集時に現地案内が行われます。購入後、途中で売却するとき、不動産小口化商品の市場が未成熟なため、流動性が十分とは言えません。また、節税商品として注目されすぎると、相続税法改正のメスが入る可能性もあるので注意が必要です。



ポイント還元を利用できる中小事業者の店舗はわずか10万店。(※2019.7.27 共同通信社)

■ キャッシュレス決済でポイント還元。消費者還元制度の利用法は？

2019年10月に消費税が8%から10%に引き上げられます。消費者の負担を和らげるため、ポイント還元制度の導入が予定されています。その制度の仕組みや利用方法について解説します。

■ ポイント還元制度とは？

2019年10月から、対象となる店舗でキャッシュレス決済をする(クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を払う)と、ポイント還元が受けられる制度です。

ポイント還元は、期間限定で、2019年10月から2020年6月までの9か月間です。

対象となる店舗は、中小企業者(個人事業を含む)が経営する店舗です。還元率は原則として5%、フランチャイズチェーン参加の店舗の場合は2%です。中小企業者が経営する全ての店舗でポイント還元受けられるわけではなく、事業者がポイント還元制度への参加登録を行う必要があります。10月からポイント還元をするためには、7月中に登録をする必要があるのですが、登録事業者は10万社で、制度を提供する事業者側

で準備ができていないようです。対象となる事業者は全国に数百万と言われているので、制度の浸透度は今いちといったところです。

■ ポイント還元制度を使用するには？

ポイント還元制度を実施している店舗の見分け方ですが、右のような、キャッシュレス・消費者還元事業のロゴが目印になります。ポイント還元は、小売店舗だけが対象になるわけではなく、飲食業、美容業・理容業などのサービス業も該当します。また、実店舗だけでなく、インターネットのECサイト、楽天市場やYahoo!ショッピングなど(ただし、出店者が中小企業者に限る)も含まれます。注意点として、事業者ごとにポイント還元の対象となるキャッシュレス決済サービスが異なるので、事前に確認する必要があります。

ポイント還元の方法は、利用した店舗から直接ポイントが還元されるのではなく、例えば、クレ

ジットカードを使った場合、クレジット会社からポイントが還元される仕組みになっています。

■ ポイント還元制度、どう活用する？

普段は、現金払いでも、ポイント還元制度が使えるのであれば、キャッシュレス決済を利用してみるのも良いでしょう。最近は、コンビニなどで少額でも、クレジットカードや電子マネーを利用する人を見かけるようになりました。また、家電などの大きな買い物をする際は、ポイント還元が利用できるかどうかも含めて比較検討すると良いでしょう。大手家電量販店は、大企業なのでポイント還元は使えないと思いますので、ECサイトでの比較検討がポイントになるでしょう。

■ 家計管理はキャッシュレス決済で

弊オフィスでは、家計管理のためにWeb家計簿の利用をお勧めしています。家計支出の中のキャッシュレス決済(口座振込を含む)の割合が高くなるほど、家計簿づけが楽になります。ポイント還元制度を良い機会と捉えてキャッシュレス決済を進めてみてはいかがでしょうか。



京橋オフィス & 国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！



くらしの経済メディア【MONEY PLUS】
「FPの家計相談シリーズ」連載開始！



Journal of Financial Planning
(FPジャーナル)2019年5月号



「夫の扶養からぬけたい」
「ダラママ主婦の子育て記録」
(いずれも、KADOKAWA)



住宅セミナー in 仙台



3月・伊豆のペンション レゴとカップ



6月・笛吹川フルーツ公園



6月・高尾山



5月・再訪 宮ヶ瀬湖畔園地

もっとたくさん
お出かけして欲しいワン！

2019年上半期のLFCの活動報告

元号が令和に変わった2019年上半期をビジネスとプライベートに分けて振り返ります。

●ビジネス

昨年12月末にHPを刷新し、1月より本格稼働させました。HP上でコラムやセミナー情報の更新をしています。

平野泰嗣は、くらしメディアMONEY PLUSの「みんなの家計相談」の連載を開始しました。また、ご縁があって、マネー関連のコミックエッセイ2冊の監修を行いました。セミナー&研修関連は、地方出張が多く、北は岩手県の久慈、南は鹿児島県の薩摩川内に行きました。鹿児島市内に一泊し、明治維新関連の文化遺産など観光資源の視察をしました。

平野直子は、仕事と介護の両立関連の企業セミナーや、日本FP協会主催の実践的なFP実務能力を養成するレジデンスコースのメンター(講師)を務めさせて頂きました。

相談業務は、50代の方からのご相談が増えました(私たちの年齢も上がったからでしょうか?)。定年退職、早期退職時の退職金の受取方法の検討や、人生100年時代を見据えたライフ&マネープラン(資産管理・資

産継承など)の相談です。また、新たに取り扱いを開始した、FP顧問(LFC会員サービス)のお申込みも多く頂きました。

●プライベート

「いろいろ行ったなあ…」と思っていたら、私(泰嗣)個人の出張が多かっただけで、プライベートでは、3月に伊豆に小旅行に行ったぐらいでした(夫婦の感覚のズレが大きいようです)。ペットと泊まれる宿で人気のペンションを中心に3泊したのですが、ペットにやさしいだけではなく、料理なども素晴らしく、私たち夫婦もレゴ&ベルも大満足でした。あるペンションで出されたマグカップの書かれたポメの絵がレゴとベルにそっくりで思わずゲットしてしまいました。でも、勿体なくて使う頻度は少ないです。あまり、遠出はしなかったのも、近隣の公園などに隙間時間を見つけて出かけました。その様子をTwitterにアップしていますので、HPのコラムコーナーからぜひご覧下さい。

2019年の後半は、国内ですが、ちょっと大旅行を計画しています。新春号で詳しくご報告できればと思います。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031

東京都中央区京橋 1-3-2

モリイビル304 (受付4F) オフィス平野

電話 : 03-3231-6113

メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください

<https://www.mylifeplan.net>

●顧問FP(37,200円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス(108,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続・遺言と経営の相談

人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<https://www.family-concierge.net>